

## 議案第 2 号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 2 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

### 別 紙

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会会長	月額	21,400円
農業委員会会長職務 代理者	月額	17,500円
農業委員会委員	月額	15,200円
農地利用最適化推進 委員	月額	10,600円

を に改

農業委員会会長	基本給	月額	21,400円
	能率給	年額	557,334円以内で市長が別に定める額
農業委員会会長職務 代理者	基本給	月額	17,500円
	能率給	年額	557,334円以内で市長が別に定める額
農業委員会委員	基本給	月額	15,200円
	能率給	年額	557,334円以内で市長が別に定める額
農地利用最適化推進 委員	基本給	月額	10,600円
	能率給	年額	557,334円以内で市長が別に定める額

める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。